大阪・関西万博

パビリオン以外の施設用

〔　　　　　　　　　　　〕消防計画

１　目的

　 この計画は、消防法第８条第１項の規定に基づき、管理権原の及ぶ範囲における防火管理業務等について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害等（以下「災害等」という）の発生の防止及び人命の安全並びに災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

２　計画の範囲

（１） 管理権原の及ぶ範囲は、（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）部分とする。

（２） この計画は、当該施設に関係する全ての人が守る必要がある。

３　管理権原者

管理権原者（　　　　　　　　　　　　　　　　）は、管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。

４　自衛消防の組織及び活動等

災害等が発生した場合は被害を最小限にとどめるために自衛消防の組織を設置し、**自衛消防の組織編成表（別紙１）**に基づき行動する。また、任務の主となる担当者が不在の場合でも対応できる組織づくりを図る。

５　自主検査の実施及び報告

防火管理者は、防火・避難管理、火気使用設備等、電気設備等及び消防用設備等の維持管理を図るため、**自主検査チェック表（別紙２）**に基づき毎月１回以上検査を実施し、その結果を記録、保存する。また、検査結果は月に１回、博覧会協会危機管理局に報告する。

６　消防用設備等の点検・整備

防火管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、使用を開始した日から

６か月に１回機器点検、１年に１回総合点検を資格を有するものに実施させ、その結果を防火管理維持台帳に記録、保存するとともに、（　　１年　　・　　３年　　）に１回此花消防署長宛て大阪・関西万博消防センター又は此花消防署へ報告する。

７　防火対象物の点検及び報告

消防法第８条の２の２（防火対象物の点検及び報告）に該当する場合は、１年に１回、資格を有する者に点検をさせ、その結果を此花消防署長宛て大阪・関西万博消防センター又は此花消防署へ報告する。

８　避難施設等の維持管理及びその案内

　　火災予防及び避難施設等の維持管理のため、次の事項を遵守する。

(1) 火気設備等は、使用前、使用後に安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓する。

(2) 喫煙は、指定された場所で行う。

(3) 廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かない。

(4) 出入口等は、有事の際に容易に開放できるよう維持管理する。

(5) 定められた場所以外で火気を使用しない。

(6) 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

(7) 内装や構造等の変更工事を行う場合は、消防法令を確認し、必要に応じて事前に此花消防署（大阪・関西万博消防センター）へ相談する。

(8) 工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者等の指示を受ける。

(9) 定期的に換気（特に地下部分）を実施する。（※埋立地に伴い発生した可燃性ガス（メタンガス等）の滞留を防ぐため。）

９　収容人員の適正化

当施設の収容人員について適正に管理する。

また、劇場等の用途に供する部分については、あらかじめ消防署に申請した定員数を超えないように管理する。劇場等定員（　　　　　　）人

１０　防火管理上必要な教育

防火管理者等は、従業員等に対し、定期に次に示す事項の教育を実施する。

(1)　消防計画の周知徹底及び従業員等の任務について

(2)　災害発生時の任務について

(3)　消防用設備等の機能及び取扱い要領について

(4)　火災予防の遵守事項について

1１　消防訓練

防火管理者等は、災害等に際し、被害を最小限にとどめるため消火、通報、避難誘導等の訓練を万博開催までに１回以上実施し、その他適宜実施する。

なお、特定用途防火対象物は消防訓練を実施する場合、事前に消防訓練通報書を大阪・関西万博消防センター又は此花消防署へ提出する。

１２ 消防機関との連絡

防火管理業務について、消防機関に連絡する必要のあることは次のとおり。

（１）　防火管理者の選任、解任の届出

（２）　消防計画の作成、変更届出

（３） 消防用設備等の点検結果報告

（４）　防火対象物の点検結果報告

（５） 消防訓練通報

（６）　その他法令で定める必要な届出

（７）　建物の使用用途や構造を変更する場合（部分的な変更も含む）の事前相談

１３　南海トラフ地震に係る防災対策

**別紙３**のとおりとする。

１４　その他

（１） 防火管理上必要な業務の一部を委託する場合は、**防火管理業務の一部委託状況表（別紙４）**のとおりとする。（消防法施行規則第３条第２項の規定に該当する場合）

（２） 本計画を含む**防火管理上必要な書類（別紙５）**は、防火管理維持台帳として記録するとともに保存する。

（３） 次に掲げる防火防災等に関する協会のガイドラインや計画等を十分に理解し防火管理業務を実施すること。

ア　「２０２５年日本国際博覧会協会（大阪・関西万博）防火・防災等に関するガイドライン」

イ　「２０２５年日本国際博覧会防災基本計画」

ウ　「２０２５年日本国際博覧会防災実施計画」

エ　「２０２５年日本国際博覧会災害対応マニュアル」

（４） 博覧会の防火管理体制や災害活動組織については別添抜粋１、２を確認すること。

別紙１

自衛消防の組織編成表

◎リーダーの命令により、施設全体で活動する。

◎火災が発生した時の役割や任務は、次の表のとおり。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役割 | | 災害等発生時の任務 |
| リーダー　　　　（　　　　　　　　　） | | 活動を指揮する。 |
| サブリーダー　（　　　　　　　　　） | | リーダーを補助する。  リーダーの代理として活動を指揮する。 |
| 通報連絡班 | 班員 （　　　　　　　　） | １　非常ベルや非常放送設備等の起動や声で、火災の発生を知らせる。  ２　１１９番（消防機関）通報する。  ３　危機管理センター等関係先へ連絡する。 |
| 初期消火班 | 班員　（　　　　　　　　） | １　避難路を確保し、水バケツ、消火器等を使用して初期消火する。  ２　消火器による初期消火が困難となった場合は、すぐに中止して避難する。  ３　屋内消火栓設備、屋外消火栓設備の設置がある建物は、これを活用して消火する。 |
| 避難誘導班 | 班員　（　　　　　　　　） | １　避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止  に全力をあげる。  ２　安全に避難できる方向へ誘導する。  ３　けが人や逃げ遅れた人がいないか確認する。 |

※任務等に関係なく、けが人や逃げ遅れた人がいる場合は、全員で協力して補助し、避難誘導にあたる。

別紙２

　　　　　　　　　　自主検査チェック表　【施設編】　【消防用設備編】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 検査実施日 | 年　　　月　　　日 | 検査員  **適正な場合** |  | 建物名称 | **不備がある場合な場合** |

|  |  |
| --- | --- |
| 記入例 | **※検査対象外の項目は「／」を記入** |

※事前に検査項目を確認しておくと検査を円滑に実施することができます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分**  **【施設編】** | | **検査項目** | **検査結果** | | **改善措置** | **検査項目の解説** | |
| **適否** | **不備の内容・場所** |
| 防火管理 | １ | 収容人員の管理は適正か。 |  |  |  | 【区分１】  収容人員数は、防火対象物使用開始届や消防計画に記載されています。劇場にあっては定員数を超えないよう管理すること。  【区分３】  非常用進入口は、消防隊が火災時に進入するためのものです。進入の妨げとなる物品を置いてないか確認すること。 | 非常用進入口のマーク  外側（赤色）  内側 |
| ２ | 従業員に防火上必要な教育、訓練を実施しているか。 |  |  |  |
| ３ | 非常用進入口に通じる通路は、有効に  確保しているか。 |  |  |  |
| ４ | 建物内外は、常に整理整頓し、可燃物を  放置していないか。 |  |  |  |
| ５ | 終業後の防火点検は、確実に実施して  いるか。 |  |  |  |
| ６ | 定期的な換気が実施されているか。  （※埋立地に伴い発生した可燃性ガス（メタンガス等）の滞留を防ぐため） |  |  |  |

別紙２

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分**  **【施設編】** | | **検査項目** | **検査結果** | | **改善措置** | **検査項目の解説** | |
| **適否** | **不備の内容・場所** |
| 避難管理 | 7 | 階段、通路の床面は、避難の際につまずき又は滑るおそれがないか。 |  |  |  | 【区分８】  避難口扉は、鍵を使用することなく誰でも容易に避難可能であること。また、避難口扉に解錠方法の表示があるか確認すること。  【区分10・11】  通路、階段、避難口は重要な避難施設であるため避難の障害となる物品が放置されてないか確認すること。 | 開錠方法明示イメージ |
| 8 | 避難口は、避難に際して鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。 |  |  |  |
| 9 | 避難口（扉）が、カーテン等で隠れたり、鏡その他の装飾品等を設けたりして、避難口（扉）識別の妨げとなっていないか。 |  |  |  |
| 10 | 避難口付近に物品等が置かれ、避難上  支障となっていないか。 |  |  |  |
| 11 | 階段、通路に避難上支障となる物品を  置いていないか。 |  |  |  |
| 防炎 | 12 | 防炎対象物品（カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板等）は防炎性能を有しているか。 |  |  |  | 【区分12・13】  劇場、飲食店、展示場など不特定多数の人が利用する建物に設置するカーテン等には防炎物品の使用が必要です。    **防炎ラベル** | |
| 13 | 防炎対象物品に防炎ラベルを貼付しているか。 |  |  |  |

別紙２

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分**  **【施設編】** | | **検査項目** | **検査結果** | | **改善措置** | **検査項目の解説** | |
| **適否** | **不備の内容・場所** |
| 火気使用設備・器具　　　　　　　　　　　　　　（厨房・給湯・乾燥設備等） | 14 | 火気使用設備・器具等の付近は、整理整頓されているか。 |  |  |  | 【区分14】  コンロなどの周りに燃えやすいものを置いていないか確認すること。  【区分16】  フードなどが油で汚れていると火災の原因となるためメーカー取扱説明書に従い定期に清掃すること。 | 厨房フードのイメージ |
| 15 | 火気使用設備・器具は、取扱責任者を定め、使用時の監視及び使用後の点検が行われているか。 |  |  |  |
| 16 | 厨房設備のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。 |  |  |  |
| 電気設備・器具　　　　　　　 　　（電子レンジ・電気乾燥機等） | 17 | 電線、コード、器具等は、使用場所、用途に適合したものを使用しているか。 |  |  |  | 【区分18】  使用する電気設備、器具の取扱説明書等を確認し正しく使用すること。  適正に電線やコードを使用しなければ過電流による火災の原因となる場合があります。  **電気設備には次のような標識が掲示されています** | |
| 18 | 変電、発電、蓄電池等の電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。 |  |  |  |

別紙２

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分**  **【施設編】** | | **検査項目** | **検査結果** | | **改善措置** | **検査項目の解説** | |
| **適否** | **不備の内容・場所** |
| 火の使用制限 | 19 | 裸火の使用、危険物品の持込みは、  消防署の許可を受けて行っているか。 |  |  |  | 【区分２1】  劇場や展示場などで「裸火の使用」や「危険物の持込み」を行う場合は、消防署への許可申請が必要です。事前に必ず消防署に相談してください。 |  |
| 20 | 喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。 |  |  |  |
| 21 | 「禁煙」「裸火の使用禁止」「危険物品の持込み禁止」を示す標識は、適切に掲出されているか。 |  |  |  |
| 危険物等 | 22 | 消防法又は大阪市火災予防条例で定める数量以上の危険物等を、無許可又は無届けで、貯蔵し、又は取り扱っていないか。 |  |  |  | 【区分22】  ガソリンなどの危険物を貯蔵又は取り扱う場合は、消防署への届出又は許可が必要です。また、危険物の品名、数量の変更を行う場合も事前に必ず消防署へ相談すること。  危険物等（指定可燃物、高圧ガス等を含む｡） | |

別紙２

本施設に設置されている消防用設備に☑を記載し、該当する区分を以下のとおり自主検査する

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 消火器 |  | 屋内消火栓設備 |  | スプリンクラー設備 |  | 移動式粉末消火設備 |  | 屋外消火栓設備 |  | 自動火災報知設備 |
|  | 非常ベル・サイレン |  | 放送設備 |  | 避難器具 |  | 誘導灯 |  | 排煙設備 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分**  **【消防用設備編】** | | **検 査 項 目** | **検 査 結 果** | | | **改善措置** | **検査項目の解説** | |
| **適否** | **不備の場所** | |
| 消火器 | １ | 所定の場所に置いてあるか。  標識に汚れ、破損がないか。 |  |  |  | | 【区分１】  消火器本体と標識が同一の場所にあるか確認すること。    **安全栓**  **圧力ゲージ** | |
| ２ | 安全栓（黄色い栓）が抜けてないか。 |  |  |  | |
| ３ | 圧力ゲージの針は、緑色の範囲内を  指しているか。 |  |  |  | |
| 屋内消火栓設備 | 4 | 扉は、容易に開閉できるか。 |  |  |  | | 【区分４】  扉の開閉状況及び屋内消火栓扉の前に物を置いてないか確認すること。  【区分５】  屋内消火栓の中にあるホース等を確認すること。 | 屋内消火栓扉 |
| 5 | ホースやノズルが接続されているか、また、変形損傷がないか。 |  |  |  | |

別紙２

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分**  **【消防用設備編】** | | **検 査 項 目** | **検 査 結 果** | | | **改善措置** | **検査項目の解説** | |
| **適否** | **不備の場所** | |
| スプリンクラー設備 | 6 | スプリンクラーヘッドに漏れ、変形は  ないか。 |  |  |  | | 【区分６・７】　　　　　　　　　　　　　スプリンクラーヘッドの例 | |
| 7 | スプリンクラーヘッドの下部４５ｃｍ、  周囲３０ｃｍ以内の場所に散水障害と  なる棚や物品はないか。 |  |  |  | |
| 移動式粉末消火設備 | 8 | 扉は、容易に開閉できるか。 |  |  |  | | 【区分８】  扉の開閉状況及び　移動式粉末消火設備前に物を置いてないか確認すること。  【区分９】  移動式粉末消火設備の中にあるホース等を確認すること。 | **主に屋上の変電設備等の近くに設置あり** |
| 9 | ホースやノズルに変形損傷がないか。 |  |  |  | |
| 屋外消火栓設備 | 10 | 扉は、容易に開閉できるか。 |  |  |  | | 【区分１０】  扉の開閉状況及び屋外消火栓扉の前に物を置いてないか確認すること。  【区分１１】  屋外消火栓の中にあるホース等を確認すること。 | **主に建物外壁に設置あり** |
| 11 | ホースやノズルに変形損傷がないか。 |  |  |  | |

別紙２

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分**  **【消防用設備編】** | | **検 査 項 目** | **検 査 結 果** | | | **改善措置** | **検査項目の解説** | |
| **適否** | **不備の場所** | |
| 自動火災報知設備 | 12 | 受信機の近くに警戒区域一覧図があ  るか。 |  |  |  | | 【区分１２】  警戒区域図が受信機の付近にあるか確認すること。  【区分１３】  スイッチ注意灯が点灯していると火災時にベルが正常に作動しない場合があります。  【区分１４】  区画された部分ごとに感知器が必要です。 | 受信機の例    スイッチ注意灯の例 |
| 13 | 受信機のスイッチ注意灯が点灯してい  ないか。 |  |  |  | |
| 14 | 間仕切り変更等による感知器の未警戒部分がないか。 |  |  |  | |
| 15 | 発信機の操作上、障害となる物品がないか。 |  |  |  | | **煙感知器　　　　熱感知器**  **感知器の例**  **発信機の**  **押しボタン**  **表示灯**  **発信機の例** | |
| 16 | 押しボタンの保護板に破損がないか。  表示灯は点灯しているか。 |  |  |  | |
| 非常ベル・サイレン | 17 | 非常警報設備の操作上、障害となる物  品がないか。 |  |  |  | | ※非常警報設備には、受信機や感知器はありません | **非常警報設備の例**    **表示灯**  **非常警報設備の**  **押しボタン** |
| 18 | 押しボタンの保護板に破損がないか。  表示灯は点灯しているか。 |  |  |  | |

別紙２

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分**  **【消防用設備編】** | | **検 査 項 目** | **検 査 結 果** | | | **改善措置** | **検査項目の解説** |
| **適否** | **不備の場所** | |
| 非常放送設備 | 19 | 主電源の表示灯は、正常に点灯してい  るか。 |  |  |  | | **【区分１９】主電源の表示灯** |
| 20 | 正常にマイク放送ができるかどうかを  確認する。 |  |  |  | |
| 避難器具 | 21 | 避難器具格納箱の付近に物品等が置  かれ、避難器具の所在がわかりにくく  なっていないか。 |  |  |  | | **避難器具には避難はしごの他に緩降機や救助袋などがあります。** |
| 22 | 避難器具を設置する開口部（窓）付近  に棚や展示台等を置いて塞いでいな  いか。 |  |  |  | |
| 23 | 降下空間及び降下地点に障害となる物品等がないか。 |  |  |  | |
| 誘導灯 | 24 | 誘導灯が、間仕切り、ついたて、ロッカ  ー等の障害物により見えにくくなって  いないか。 |  |  |  | | **通路誘導灯**  **避難口誘導灯** |
| 25 | 誘導灯は、変形、損傷、脱落、汚損等が  ないか。 |  |  |  | |
| 26 | 不点灯、ちらつき等がないか。 |  |  |  | |

別紙２

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **区分**  **【消防用設備編】** | | **検 査 項 目** | **検 査 結 果** | | | **改善措置** | **検査項目の解説** |
| **適否** | **不備の場所** | |
| 排煙設備 | 27 | 排煙口を展示物などで塞いでいない  か。 |  |  |  | | **排煙口を塞がないようにすること** |
| 28 | 起動装置の前に物品などをおいてい  ないか。 |  |  |  | |

別紙３

南海トラフ地震に係る防災対策

１　津波警報発表時の対応

（１）防火管理者は、南海トラフ地震に伴う津波警報※が発表された際は、来場者に冷静な対応を呼びかける（パニック防止）。

※　津波警報は高さ１ｍを超える津波が到来することを警報するもので、南海トラフ地震による津波予想高さ5.4ｍに対して、夢洲の地盤高さは11ｍのため、会場内には到達しない想定となっている。（「2025年日本国際博覧会防災基本計画」参照）

（２）防火管理者は、博覧会協会の指示に従い、会場内での一時待機や指定された場所に避難するなど連携した対応を行う。

２　南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

　　南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が発表された場合は、博覧会の閉場などの動向に留意し、博覧会を継続する場合においては、国、自治体及び博覧会協会の指示に従い後発地震に対して備える。

３　防災訓練

　　防火管理者は、次に掲げる博覧会協会が主催する防災訓練に積極的に参加し、別途パビリオンにおいて実施する場合は、訓練内容等について博覧会協会と調整し行う。

（１）総合訓練

　　ア　火災総合訓練

　　イ　地震総合訓練

（２）集合訓練

　　ア　消火訓練

イ　通報訓練

ウ　避難・避難誘導訓練

エ　応急手当訓練

４　防災教育

　防火管理者は、博覧会協会が実施する防災研修に積極的に参加するものとし、従業員等に対して次に掲げる内容の教育を行う。

（１）南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる措置の内容

（２）南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

（３）地震及び津波に関する一般的な知識

（４）南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合にとるべき行動及び従業員等が果たすべき役割

５　防災広報

　　防火管理者は、博覧会協会が行う広報に準じて、来場者に向け次に掲げる内容の広報を行う。

（１）南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる措置の内容

（２）南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表された場合にとるべき行動

（３）正確な情報入手の方法

別紙４

防火管理業務の一部委託状況表

|  |
| --- |
| 委託の方式 |
| □常駐　　　□巡回　　　□遠隔移報　　　□常駐かつ遠隔　　　□巡回かつ遠隔　　　□委託無し |

常駐方式：契約物件に１名以上駐在して警備を行う方式

巡回方式：定期的に巡回して行う方式

遠隔移報方式：自動火災報知設備と通信回線による移報システムとの組み合わせにより、火災異常の

有無を遠隔より監視して行う方式

|  |  |
| --- | --- |
| 業務を受託した者の情報 | |
| 受託者の社名（氏名） |  |
| 受託者の住所 |  |
| 担当事務所等の住所 |  |
| 担当事務所等の連絡先 |  |
| 有事の際に駆け付けるのに  必要な時間 | 約　　　　　分 |

|  |
| --- |
| 委託する業務の範囲 |
| □遠隔移報による現場確認　□避難経路や消防用設備等の維持管理　□火気の点検や監視  □火災発生や発見時の活動（　□初期消火　　□通報連絡　　□避難誘導　）  □その他  　　　□  　　　□  　　　□  　　　□ |

別紙５





